平成３０年（フ）第１８号
栃木県佐野市富士見町７番25号、前住所群馬県前橋市鼻毛石町1679番地２
破産者　岩上　陽子（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第２４号
長崎県長崎市滑石４丁目３番９―503号
破産者　川瀬　晴美
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５５号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番15―605号
破産者　五十嵐賢一
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５号
青森県黒石市岩木町67番地　ハイムいわきＡ棟101号
破産者　乳井　百合
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第８１７号
仙台市青葉区中山４丁目22番22―807号、住民票上の住所青森市妙見２丁目22番８号
破産者　赤沼　直樹
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
群馬県太田市鳥山中町746番地５　ファミーユ楓Ｂ号
破産者　小保方　悟
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４９１号
埼玉県上尾市愛宕１丁目16番25号
破産者　高橋　育男
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
埼玉県新座市片山１丁目３番15号
破産者　池永　　稔
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３６号
埼玉県和光市下新倉５丁目９番20号　ソレイユ・マ・メゾン105
破産者　清水　　篤
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３７号
埼玉県和光市下新倉５丁目９番20号　ソレイユ・マ・メゾン105
破産者　清水　由香
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４０号
埼玉県久喜市本町２丁目７番21号
破産者　田中千代美（旧姓大久保）
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９４号
さいたま市北区宮原町４丁目109番地２　ソル・パティオ壱番館201
破産者　宮下　勇介
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
長野県松本市小屋南１丁目26番39号
破産者　中嶋　　崇
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第９１号
滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院697番地４（Ａ－２号）、前住所沖縄県うるま市字昆布1840番地75
破産者　平良左官工業こと　平良　雄志
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１４４号
滋賀県彦根市小泉町127番地１（105号）、前住所滋賀県犬上郡甲良町大字長寺377番地
破産者　山田　啓子
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２３３号
奈良県北葛城郡王寺町畠田９丁目2374番地の11、開始決定時の住所奈良県北葛城郡河合町高塚台３丁目５番地12
破産者　三木　信明
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４３号
大阪府豊中市中桜塚１丁目20番５の１号
破産者　橋川　純子
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部